

【万が一所属職員に感染疑い者及び感染者が発生した場合の対応について】

（感染疑い者が発生した場合）

- 本人から所属長に帰国者・接触者外来でPCR検査となる旨の報告
- 所属長から所属部長（各総合支所長等）及び健康推進課長に報告
⇒消毒事業者（ペストコントロール協会等）への環境消毒に関する問合せ（健康推進課）
- 所属課で業務終了後、健康推進課又は保健福祉課の指導を受け、次亜塩素酸ナトリウム 0.05%の環境消毒を実施

（感染症者が発生した場合）

- PCR検査結果が陽性となった場合、本人より所属長に報告
- 所属長より所属部長（各総合支所長等）、人事課長、健康推進課長に連絡
⇒施設管理担当課より消毒事業者（ペストコントロール協会等）へ環境消毒依頼
詳細の内容（消毒面積、発注、予算等）は、施設管理担当課より依頼（財政課協議）
- 施設管理担当課は、庁舎への市民等の立入を禁止し一時閉鎖する。
 - ・一時閉鎖は本部長の指示により行う。
 - ・施設管理担当課は入口に文書を掲示し、市民へ庁外退出のアナウンスをするよう広報担当課へ依頼する。
 - ・ホームページ掲載（施設管理担当課が秘書広報課に依頼）
 - ・記者クラブの投込及び記者会見は秘書広報課と調整（健康推進課）
 - ・記者会見とマスコミ対応（市長・健康部長等）
- 所属課は、本庁舎については健康推進課、各総合支所については保健福祉課と連携のうえ、保健所の積極的疫学調査の協力や感染予防対策等の専門的な対応に協力すること。
- 所属長は保健所と相談のうえ、濃厚接触者・高リスク者の自宅待機等を指示する。

□ 保健所の助言を受けながら、消毒事業者（ペストコントロール協会等）と協議のうえ環境消毒等を実施し、24時間乾燥後に開庁する。また、市民等へ周知を図る。

- ・庁舎開庁は本部長の指示により行う。
- ・施設管理担当課は入口に開庁及び業務再開の文書を掲示する。
- ・ホームページ掲載（施設管理担当課が秘書広報課に依頼）
- ・記者クラブの投込は秘書広報課と調整（健康推進課）

□ 業務再開の場合は優先順位を決め業務を縮小する等、業務継続計画（BCP）に基づき状況に応じて行うこと。